

令和7年 第6回 新富町農業委員会会議録

(令和7年6月27日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和7年 第6回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和7年6月27日(金)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和7年 6月27日 午後		1時27分		議長	
	閉会 令和7年 6月27日 午後		1時48分		議長	
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	×
会議録署名委員	4番 芳野京子 委員		5番 井崎 誠 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について
- (3) 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第27号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議案第28号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議長 　ただ今から、令和7年第6回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 　5月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 　日程第1　会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に4番　芳野京子委員、5番　井崎　誠委員を指名いたします。

議長 　日程第2　会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 　それでは、さっそく議事に入りたいと思います。
日程第3　議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 　その1についてご説明いたします。
譲受人は高鍋町在住の■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字日置字■■■■■の畑で345㎡です。所有権移転の経営規模拡大で10a当たり■■■■円の対価額は■■■円となります。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、草刈り等管理されており、作付けには問題のない状態でした。説明は以上でございます。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

井崎 ないです。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■■の田で4,270 m²です。所有権移転の経営規模拡大で知人間による無償贈与となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、飼料稲が作付けされており、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上でございます。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

芳野 ありません。

議長 ただ今、議案第26号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第26号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第26号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第27号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第27号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第

18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 55 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 27 号についてご説明いたします。
農地中間管理事業の上城元、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が 35 件、使用貸借 20 件の計 55 件になります。以上、説明となります。

議長 ただ今、議案第 27 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 27 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 27 号については承認されました。

議長 次に、議案第 28 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。こちらの、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」については、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づきまして、農業委員会の運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネット等にて情報の公開が義務付けられていることから、作成・公表するものでございます。それでは、内容について順を追ってご説明いたします。

まず、22 ページ目が農業委員会と農地利用最適化推進委員の現在の状況及び農林業センサス等の統計データを反映した新富町の状況を記載しています。次に、23 ページ目から今年 3 月に設定した最適化活

動の目標と、それに対する実績を載せています。農地の集積の実績について、23ページ目(1)に載せております。こちらは、担い手の農地利用集積状況調査という、毎年、実施される調査がありますが、そちらの報告面積を基に算定しております。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。(2)から遊休農地の発生防止・解消の実績について載せております。こちらは、毎年、農地パトロールの結果を基に県へ報告しています。遊休農地(荒廃農地)の発生・解消状況に関する調査に基づきまして遊休農地の増減状況を掲載しています。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。離農者の方の農地については、農地中間管理機構を通じて貸借や売買に繋げる等、委員の皆さんにご尽力いただいているところなんですけれども、未相続の問題や狭小農地などに関しては、遊休農地化を防止するのがなかなか困難になっておりますので、遊休農地の面積増化は今後も継続するのではないかと考えております。

続いて、新規参入の実績について24ページ目(3)から載せております。昨年度、4経営体の参入がありました。内容は施設園芸3件と酪農が1件となっております。取得農地面積は記載のとおりです。次に、25ページの2から最適化活動の活動目標を載せています。こちらは、昨年度の該当する活動の実績を載せております。最後に27ページは事務の実施状況になっております。こちら総会の内容や転用に関する事務の件数等を載せております。説明については以上でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、ご質問、ご異議はございませんか。

猪俣 　最後のページの27ページ、違反転用の対応ということで件数が10件以上ありますけど、転用申請でなく違反転用というやつが。こういう言葉だけで書いてないんですけど、この転用違反というやつが、盛土とかそういう内容的なことでも違反転用になりますよとかしておかないと、これ違反転用と書いてあるんですけど、なんの違反だろうとか町の管轄の中ででしょう。で、結構令和6年の4月から今年の3月17日までにしたときに件数が報告されているんですけど、これを見た時になんでだろうというのが出るからですよ。そこだけ何か記入していただけると。どこまでが違反になるのかとか色々あるからですよ。

事務局 　一番多いのは、もう建っているケースとかですね。

猪俣 　中には農業委員会を通じなくて、勝手に農地を埋め立ててですよ、隠

居宅造るという事で年寄が盛土したことがあったんですよ。きつく言われて、結局、盛土したのを全部撤去して田んぼに直したという事例もあるからですよ。公に見れた時には指摘もできるんですけど。昔は転用するのに自分の土地に家建てるのに何で許可がいるのかと食って掛る人もいらっしやった。屋敷が狭いから俺の田が目前にあるのになんで家が建てられないのかと。今、極端な事例はなくなっていますけど。転回するときとかちょっと物を置いたりするために埋めたんですわって言ったってそれがそのままになって、一時転用が3カ月か4カ月とかで許可が上がってればいいんですけど、それがそのままで2メートル位のところがどんどん大きくなってですよ最終的には2、3台しか止められなかったのが10台ぐらいになっていたと。そういう転用があるからですよ気を付けないと。

太田 委員会の方に分かれば、その人の出したところが分かればこんなにまとめなくても、年間じゃなくて、委員会で分かれば違反したやつを載せてくれるとすぐわかるけど。

事務局 これは違反転用への対応と書いてありますけど、判明してどういう対応をしたかというので、結局、指導して申請出してもらって正式に許可を取ったというのを載せています。皆さんやはり猪俣委員が言った様にあまりそういうのが分からなくて家を建てたりしています。

猪俣 農業されている方は自分の土地に堆肥置場とか平米数が決まって建てられるじゃないですか、農業用倉庫とか農家の人たちはここまでなら建てていいですよと許可がでていのに、一般の人達が自分の田にしたらいかんとかたまにあるんですわ。お前、倉庫建てているじゃないか、転用が出来るとか、いや許可を出していますよと教えてあげないとそれを見て勝手にあそこも建てているかと解釈をする方もいらっしやるからですよ。

事務局 今月の町広報誌に2面に渡り、違反転用のこういうのはだめですよと載せています。

猪俣 何はだめですよ、そういうものを建てたいときは農業委員会ないし農業委員さんに相談してくださいと周知しておかないと結局自分たちが見回りに行った時にここは違うかと、計画が出てないよと。

長友保 内訳を書いておかないと、どんなことがいけないか書いておかないと戻しておくからこの位いいとなるから。

猪俣 残土捨て場が無いとか、うちのは仮置きしとけと。だんだん大きくなっていく。中には置かせてくれと。

事務局 今後も今年は広報して行こうと事務局で話しているんでそういう事例も入れて周知をしていきます。大々的にキャンペーンをしていきます。

長友保 今、作付けしてなくて草茫々のところがわからない。

太田 見つけた時はどんどん埋めていっている。あれっと思って時にはストップしてそのままになっている。ダンプ3台か4台入れてそのままになっている。

猪俣 うちに転用許可を出していて、土が余ったやつを徐々に持ってきていま盛土しているんですわというのは構わないんですね。見た時に許可取っていますよという形だったらですよ。1年2年立っても少しずつ盛土している人もいるからですよ。いっぺんに土がないと、早く盛土したいんだけど土が無いと。今、残土がでないからというのは理解できるんですよ。

太田 余った時に持ってくるっちゃね。

猪俣 結局、その期間内に草が生えていたり、草が生えていないかと思って行ってみたら残土捨て場かという風になっていたりという形になるんですよ。

太田 草が生えていたらわからんもんね。草の方が元気がいいから。

議長 そしたら次の委員会でもどういう詳細か事務局に出してもらいますので。

猪俣 お手数ですけどお願いします。

井崎 2か月前ここで通った田んぼをこの前から埋めているんですわ。■

■さんのところ。あれは出ているんですかね。

事務局 出ています。あれは2アール未満で倉庫を建てるという事で、農機具の倉庫を造るということで。

井崎 あの田んぼだけ排水がないからと聞いていたから。突然埋め始めたから。どんどん■■さんが持ってきて埋め立て始めたから。わかりました。

議長 そういう時などわからない時は、事務局に問い合わせてください。

議長 ほかにないですか。

議長 それでは、採決いたします。
議案第28号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第28号については承認されました。したがって、県への提出及び町ホームページにて公表することといたします。

議長 以上で、令和7年6月27日開会の第6回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____